

事務連絡
令和3年4月2日

関係団体の皆様

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課長

飲食店に係るガイドライン遵守の徹底について

令和3年4月5日より、新型インフルエンザ特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置実施区域」に神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の区域が指定されます。

本県では、これに伴う「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する午後8時までの時短要請を行うほか、同区域内の全ての飲食店に対して見回りを行い、「外食業の事業継続のためのガイドライン」等の遵守を促すこととしています。

この見回りについては、調査員が飲食店の店舗内に立ち入り、同ガイドラインの遵守状況を確認することとしています。

この見回りの結果、同ガイドラインを遵守していないことが確認された店舗については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3期分）」の支給対象外となる場合があります。

これまでも飲食店をはじめ事業者に対して感染防止対策の呼びかけをさせていただいてきたところですが、「まん延防止等重点措置実施区域」の指定に伴い、改めて感染防止対策の徹底を要請するものです。

つきましては、下記文書とともに本状を、貴団体会員様等の飲食店へ、幅広く周知いただきますようご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 添付文書

- ① 「まん延防止等重点措置実施区域の飲食店等への見回り等の強化」
- ② 「(別添1) 飲食の場面における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言」
- ③ 「(別添2) 飲食店の皆さまへのお願い」
- ④ 「感染急拡大 まん延防止徹底要請」

※ 見回りの際には、(別添1)のシートに記載の項目に沿って、調査員が各店舗のガイドラインの遵守状況を確認させていただく予定です。なお、シートの内容は調査時点までに変更される可能性があります。

<問い合わせ先>

兵庫県産業労働部経営商業課

電話 078-362-3313

まん延防止等重点措置実施区域の飲食店等への見回り等の強化

飲食店等における感染防止対策の徹底を図るとともに、コロナ対策認定証を交付することにより、飲食事業者の意識を高め、感染に対する県民の不安感の解消につなげる。

1 対象地域

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

2 対象店舗数

飲食店等 約 16,000 店舗

3 調査実施期間

4月5日～5月5日

4 内容

(1) 調査

- 委託業者調査員が対象店舗を訪問し、チェックリスト(別添1)に基づき、店舗内に立ち入って目視するとともに、相手方からのヒヤリングに基づき、感染防止対策の実施状況を確認
- 併せて「時短要請ちらし」(別添2)、「飲食の場面におけるコロナ感染症対策のお知らせちらし」(別添3)、「第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金の案内ちらし」(別添4)を配布
- チェック結果を相手方に交付し、対策が不十分な場合は、第2弾がんばるお店事業補助金等を活用した対策の改善を求めるとともに、時短協力金事務局と情報共有

① 調査項目

- ・ アクリル板等の設置または座席の間隔の確保
 - ・ 手指消毒の徹底
 - ・ 換気の徹底
 - ・ 営業時間の遵守
 - ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
 - ・ パンフレットの配布
- 等

② スケジュール

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 4月5日～4月25日 | 対象店舗を一巡するよう調査 |
| 4月26日～5月5日 | 一巡調査の結果、対策が不十分な店舗を対象に二巡目調査を実施 |

③ 委託業者調査員

調査員には、県特別職非常勤としての身分を付与

(2) コロナ対策認定証の交付

調査の結果9つのポイント全てに○(該当)となった店舗に「コロナ対策認定証」を交付するとともに、県ホームページに掲載し、飲食事業者の意識を高め、感染に対する県民の不安感を解消する。

飲食の場面における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

～取組の8つのポイント～

チェック

1	要請された営業時間を遵守している。
2	座席配置の工夫やパーティションの設置など、密にならないよう、他のお客様との間隔を十分とっている。
3	空気清浄機やCO2センサーを設置するなど、定期的な換気を行っている。
4	飲食以外の会話時でのマスクや扇子による飛沫防止の徹底を呼びかけている。
5	手指消毒液を設置している。
6	大人数・長時間の飲食にならないよう呼びかけている。
7	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。
8	上記1～7を遵守のうえ「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。
	休業中

(飲食店名)

訪問日： 令和 年 月 日

整理番号： - -

「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されています。

別添2

飲食店の皆さま へのお願い

対象地域：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

営業時間の短縮をお願いします。

営業は、**午前5時～午後8時**

（酒類の提供は、**午前11時～午後7時**）

としてください。

※宅配・テイクアウトサービスは除きます。

期間：令和3年4月5日（月）～**令和3年5月5日（木）まで**

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請です。

新型コロナウイルスの感染再拡大防止のため、アクリル板を用いた仕切りの設置又は最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置など、**業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底**をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

営業時間の短縮に応じて頂いた飲食店を対象に協力金（事業規模に応じた支給額）の制度を設けています。

※詳しくは兵庫県時短協力金コールセンター（TEL 078-361-2501）にお問い合わせください。

このチラシに関するお問い合わせ：
兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター TEL 078-362-9921



兵庫県

令和3年4月2日

感染急拡大 まん延防止徹底要請

昨日、兵庫県は、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

そのため、特に感染が拡大している神戸市、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）を重点区域とし、今月5日から営業時間短縮要請など対策を強化することとしました。

事業者、県民の皆様には、必ず感染拡大を防ぐとの強い思いで、次の取組にご理解、ご協力をお願いします。

事業者の皆様へのお願い

○ 飲食店等は、次の取組についてご協力をお願いします。

- ① 営業時間短縮をお願いします。特に神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市は、5月5日までのご協力をお願いします。

対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市		
期間	令和3年4月1日～4月4日	令和3年4月5日～5月5日	令和3年4月1日～4月21日
内容	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)	営業時間 5:00～20:00 (酒類提供 11:00～19:00)	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)

- ② 飲食店等での感染対策の徹底をお願いします。

- ・ アクリル板の設置又は利用者の適切な距離の確保、消毒液設置、換気の徹底
- ・ 入場者にマスク着用を徹底し、していない者の入場を禁止
- ・ 発熱など感染症の症状のある者の入場を禁止
- ・ 従業員に対する検査の受診を勧奨
- ・ 飲食店は、カラオケ設備の利用を自粛

- ③ 飲食店等の感染対策実施状況について、見回り調査を行いますのでご協力をお願いします。

- 県内全域におけるイベントの開催にあたっては、人数上限を5,000人、かつ、屋内は、収容率50%以下、屋外は、人との距離を十分に確保してください。
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進してください。

県民の皆様へのお願い

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。
- 飲み会（宅飲み）など、大人数・長時間（2次会には行かない）の飲食は自粛してください。
- 会食時は1グループ4人単位とし、会話は、扇子やマスクで飛沫を防止してください。
- 会食後、数日間は人との接触に注意するなど、「人にうつさない」行動をしてください。

令和3年4月2日

兵庫県知事

井戸敏三